

土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金 交付申請の手引き

1 補助対象者

- ・市内で自ら居住する住宅の敷地内に補助対象システムを設置する方
- ・市内で自ら居住するために新築する住宅の敷地内に補助対象システムを設置する方
- ・市税等を滞納していない方
- ・暴力団又は暴力団員でない方

2 補助対象システム

(1)V2H充放電設備 一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されているもの

※次のいずれかの方法により設置する方

- ・(4)の住宅用太陽光発電システムと同時に、V2H充放電設備を設置する方
- ・すでに住宅用太陽光発電システムが設置されている住宅の敷地内に、V2H充放電設備を設置する方

(2)家庭用燃料電池システム 一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているもの

(3)蓄電システム 一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの

※次の方法により設置する方

- ・(4)の住宅用太陽光発電システムと蓄電システムを**同時に**設置する方

※蓄電システムのための設置は対象外です

※すでに住宅用太陽光発電システムが設置されている住宅の敷地内に、蓄電システムを設置する場合も対象外です。

(4)住宅用太陽光発電システム

※住宅の屋根に設置する場合があります

※住宅用太陽光発電システムを、電力会社の電力系統に接続すること(系統連系すること)

※固定価格買取(FIT)制度の利用有無に関わらず補助します

【補助可能な設置パターン】

	パターン 1	パターン 2	パターン 3	パターン 4	パターン 5
(1)V2H充放電設備	○ (すでに家庭用太陽光発電システムが設置されていることが条件)			○	
(2)家庭用燃料電池システム		○			○
(3)蓄電システム					
(4)住宅用太陽光発電システム			○	○	○

	パターン 6	パターン 7	パターン 8	パターン 9	パターン 10
(1)V2H充放電設備		○	○		○
(2)家庭用燃料電池システム		○		○	○
(3)蓄電システム	○		○	○	○
(4)住宅用太陽光発電システム	○	○	○	○	○

- 土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付申請書を提出前に、補助対象システムに係る購入契約を行っている場合は、令和7年4月1日以降に契約していること
- 市の交付決定後に工事着工すること
- 設置が完了した日から60日又は令和8年3月31日までに実績報告書を提出すること
・設置工事完了後、支払いを完了し、実績報告書を提出する必要があります
- 設置工事完了後の申請は対象となりません
- 中古品、リース品は対象となりません

3 補助金の額

- (1) V2H充放電設備 上限10万円
価格(工事費込・税抜)の4分の1(千円未満切捨)
- (2) 家庭用燃料電池システム 上限10万円
価格(工事費込・税抜)の4分の1(千円未満切捨)
- (3) 蓄電システム 上限10万円
蓄電容量(小数点以下切捨て)に1万円を乗じた額(10kWhまで)

(4) 住宅用太陽光発電システム 上限6万円

最大出力(小数点以下切捨て)に1万5千円を乗じた額(4kWまで)

4 申請について

土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付申請書を提出してください

配布場所

- ・ホームページからダウンロード
- ・土岐市役所生活環境課

提出先

土岐市役所生活環境課 午前8時30分から午後5時15分まで

※予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します

添付資料について

- 見積書または契約書の写し
- 設置場所及び付近の見取り図
 - ・敷地の図面(1/100程度)に設備を設置する場所を明示してください
 - ・住宅地図等(1/1500程度)に住宅の位置を示してください
- 仕様書
 - ・製品カタログ(コピー可)等、設備の仕様が分かる資料
- 委任状(事務等代行者へ委任する場合に限る。)
- 本人確認書類の写し(運転免許証等)

5 実績報告について

土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金実績報告書を提出してください

提出先

土岐市役所生活環境課 午前8時30分から午後5時15分まで

提出期限

事業完了から60日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い方の日

(注)一般的には、設備の引き渡しを受け、施工業者への支払いが完了した日が事業完了日となります

添付資料について

- ・契約書(土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付申請書提出時に添付した場合は除く)及び領収書の写し
- ・保証書及び取扱い説明書の写し
- ・設置状況を把握できる写真
- ・申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類を添付してください

6 請求について

額の確定通知書を受領後に、土岐市住宅用エネルギーシステム設置費補助金交付請求書を通帳の

コピーとあわせて提出してください。

7 その他

- ・手続きの流れに不明な点がございましたら、「補助金申請の流れ」をご確認ください。
- ・法定耐用年数が経過するまでの間は、補助の目的に沿って設備を使用できるように管理してください。
- ・法定耐用年数経過前にやむを得ず設備の処分等を行う場合は、必ず、事前に市へ相談してください。